

第 43 回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会幹事会運営規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、第 43 回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会則（以下「会則」という。）第 10 条第 9 項の規程により設置する幹事会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 幹事は、別表に掲げる職にある者を充てる。

(幹事会)

第 3 条 幹事長は、必要に応じて会議に幹事以外の者（以下「幹事以外の者」という。）の出席を求めることができる。

(報酬及び旅費)

第 4 条 幹事以外の者の報酬は、「附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例」（昭和 31 年大分県条例第 74 号）第 3 条第 1 項に規定する附属機関の委員の受ける報酬の額と同額を支給することができる。

2 幹事以外の者へ支給する旅費は、大分県職員の例に準じて支給することができる。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 5 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 3 日から施行する。